

県北広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年3月15日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1 路線名 395号
- 2 供用開始の区間 久慈市夏井町鳥谷第3地割32番1地先から10番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月15日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成23年3月15日から同年4月15日まで